

控

平成 24 年（行ウ）第 33 号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件

平成 24 年（行ウ）第 86 号 補助金交付差止等（住民訴訟）請求事件

原 告 長瀬猛 外 2 名

被 告 神戸市及び神戸市長

### 証拠説明書 9（甲号証）

平成 25 年 12 月 18 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳永信一

#### 甲 45

甲	標 目 【原本・写し】	作成者 【作成年月日】	立証趣旨 【備考】
45	判決 【原本】	大阪高等裁判所第 1 民事部 書記官大同千鶴 【平成 25 年 12 月 13 日】	<ul style="list-style-type: none"><li>朝鮮総連が補助傘下して控訴した大阪地裁判決（甲 16）の控訴審判決</li><li>朝鮮総連の活動が公益性を有しているという主張が退けられたこと</li><li>朝鮮総連大阪府各支部の施設が「在日外国人のための公民館的施設」とは認められず、固定資産税の減免措置が取り消されたこと</li></ul>